

決算審査特別委員会（令和4年度決算）における質疑応答要旨

（質問日：令和5年11月10日）

○北環状線について

- 1 千葉北部地区、いわゆる千葉ニュータウン事業について、北環状線清戸地区が不開通となっているが、その経緯と現在の状況はどうか。

（答弁要旨）

北環状線の未開通の経緯と状況についてですが、千葉ニュータウン北環状線清戸地区の道路用地には、不法投棄された廃棄物が堆積しており、道路工事に先立ち、その廃棄物を処理する必要があります。

都市再生機構が当局と締結した確認書及び委託協定に基づき、廃棄物処理を実施してきたが、廃棄物を処理するに当たり、隣接地との境界に鋼管矢板を打設する工事を行っていたところ、隣接事業者から騒音・振動に対する苦情があり、平成27年12月に工事が中断しています。

その後、都市再生機構は隣接事業者と交渉を進めてきたところですが、解決に至っていないため、工事が止まっている状況です。

- 2 8年ほどストップしているということであるが、これまでに処理した廃棄物の量と、企業局の費用負担についてはどのように見込んでいるのか。

（答弁要旨）

これまでに処理した廃棄物の量と企業局の負担についてですが、処理を要する廃棄物は46,800 m³と見込んでおり、うち14,960 m³が処理済みとなっています。また、廃棄物処理に要する費用は、都市再生機構との協定において37億円となっており、うち17億2千万円をこれまでに執行済みです。なお、全額当局の負担となっています。

- 3 令和4年度の決算書においては、どのような記載になっているのか。

（答弁要旨）

廃棄物処理については、工事が進んでいないことから執行がないため、決算書上に記載はありません。

- 4 当初予算書では必要と見込まれる予算を計上し、その後執行の見込がないため減額処理をしたという理解でよいか。

(答弁要旨)

工事が再開された場合の準備として、当初予算で19億8,000万円計上しているところですが、執行の見込みがないことから、2月補正予算で全額減額としたところです。

- 5 この問題については、先ほど説明があったように平成27年12月から工事がストップしており、毎年このような予算の手続きをしてきたと理解している。

現在、都市再生機構が隣接企業に対し補償交渉を行っているという説明であったが、これまで隣接企業に対し補償された額はどうか。

(答弁要旨)

隣接事業者に対し補償された額についてですが、都市再生機構は隣接事業者に対して、道路用地にある物件の移転補償や、工事に伴って発生した隣接事業者の施設の損傷修復に対する補償など、これまで3回にわたり、約2億8,900万円の補償を行っています。

- 6 交渉自体が膠着しているということであるが、都市再生機構からはどのように説明を受けているのか。

(答弁要旨)

都市再生機構からは補償交渉が難航していると聞いています。

- 7 この先どうなるか見通しが立たっていないと理解するが、仮に補償交渉が成立した場合の対応と、昨今の物価高や人件費の高騰の中で、今後の新たな負担の見通しについてはどうか。

(答弁要旨)

補償成立後の対応と、今後の新たな負担についてですが、補償交渉成立後は、当局と交わした協定等に基づき、都市再生機構が廃棄物処理を進めたいと、道路整備を行うこととなっています。

廃棄物処理に係る新たな負担が生じるかについては、工事の再開の目途が立った時点で改めて検討することとなります。

- 8 令和3年の決算審査特別委員会において、この問題を取り上げた際は、仮

に追加の補償を行うことになった場合には、事業清算時の覚書により、企業局と都市再生機構で投下資金割合にて負担しあうという答弁があった。

その場合の企業局の負担割合は38.87%となっているとのことであったが、現在、状況に変わりはあるか

(答弁要旨)

当時の答弁から変わりありません。

(要望)

多岐にわたる問題や反省点を踏まえ、今後の補償交渉のあり方についても都市再生機構に対して、しっかりとした説明を求めると同時に、今後の対応について、廃棄物指導課や県土整備部など、庁内の関係各課と共に対応してほしい。

9 今後の対応についての見解や決意はどうか。

(答弁要旨)

ご指摘のとおり関係各課とも連携を取りながら、対応を進めていきたいと考えています。この問題は都市再生機構の補償交渉ができれば進展すると思いますので、都市再生機構とも協力しながら、今後対応してまいります。

(要望)

役割分担もあると思うが、企業局にとって長年のとても重い事案であるため、担当部長、局長も一緒となり、都市再生機構にしっかりと説明を求めて、対応していただきたい。

○造成土地管理事業における未処分土地について

- 1 決算及び事業報告書 168 ページにおいて、令和4年度新規土地分譲は4haとあるが、その主な内訳はどうか。

(答弁要旨)

新規土地分譲面積4haの内訳については、3.5haが幕張A地区において千葉市に分譲した病院用地です。このほか、東葛飾北部流山地区の住宅用地などの分譲がいくつかあるところ です。

- 2 決算及び事業報告書 153 ページにおいて、令和4年度末現在の未処分土

地面積は 168ha と示されているが、千葉県造成土地管理事業経営計画の最終年度である令和 7 年度末の計画達成の見込みはどうか。

(答弁要旨)

今年度に入って 9 月末までに 17ha を分譲したことであり、未処分土地の計画最終年度の目標 159ha を既に達成しているところです。

3 率にするとどの程度か。

(答弁要旨)

目標である 159ha を達成し、未処分土地が 151ha まで減少しているところです。計画では令和 3 年度から令和 7 年度までの 5 年間において 15ha の未処分土地を分譲する見通しとしているところですが、令和 3 年度から今年 9 月までの実績では 23ha を分譲している状況で、進捗率としては約 153% となります。

4 計画が終了した令和 8 年度以降も未処分土地はなくならないと見込まれるが、どのように処分に向けて取り組んでいくのか。

(答弁要旨)

令和 8 年度以降についても、引き続き地元の意向を踏まえながら土地処分に取り組んでまいります。

5 売却の見通しが立たないような土地について精査したものはあるか。

(答弁要旨)

保有土地の中には未接道用地や急傾斜地、境界確定が未了の土地、狭隘な土地などがあり、処分が困難な土地として保有しています。

6 そのような土地の面積について、明確に記載されたものがあるか。

(答弁要旨)

処分困難な土地については様々な考え方があり、明確に定義することが難しいことから、数値として答えることは難しいです。

(要望)

未接道の用地は明確に使いようがない。そうしたところをクリアにしたうえで売却を進める必要があると思われる。そうした部分を検討していただき、実現可能な計画を示していただきたい。

○造成土地管理事業における保有土地について

1 土地管理部における保有土地はどれくらいあるのか。また、その保有土地の管理方法についてはどうか。

(答弁要旨)

保有土地は令和4年度末時点で420ヘクタールです。このうち、長期の貸付土地111ヘクタールを除く309ヘクタールを当局が管理しています。

これらの土地につきましては、原則として、月2回の巡視及び夏と秋の年2回の除草を実施しているほか、通報があった場合や災害発生時などには必要に応じて現地確認を行うなど、適切な管理に努めております。

2 令和4年度において、保有土地に不法投棄等が確認された事案はあるか。

(答弁要旨)

令和4年度では、当局管理地への空き缶の投げ捨てなどはありませんでしたが、管理上支障が生じるような不法投棄の案件はありませんでした。

(要望)

先程質疑をさせていただいたところのようなことが今後一切無いように、しっかり企業局当局として保有土地管理に努めていただきたい。